

本資料に記載されている内容は、説明会開催（R8.2.9）時点の案となります。

三鷹市スポーツ施設の団体 使用に係る改正点説明資料

1

三鷹市スポーツと文化部スポーツ推進課

次第

本資料に記載されている内容は、説明会開催（R8.2.9）時点の案となります。

1. 改正点
2. 主な改正内容等
 - (1) 団体登録について
 - (2) 個人貸切使用の導入について（テニスコート）
 - (3) ペナルティ制度の基準の明確化について
3. 新生涯学習施設等予約システムの運用開始について
4. ご意見フォームについて

1 改正点

本資料に記載されている内容は、説明会開催（R8.2.9）時点の案となります。

- (1) 団体登録について
- (2) 個人貸切使用の導入について（テニスコート）
- (3) ペナルティ制度の導入について

施行日：令和8年10月1日

2 主な改正内容

(1) 団体登録について

本資料に記載されている内容は、説明会開催（R8.2.9）時点の案となります。

【改正概要】

- ① 一般団体の新規登録、内容変更について、従前の窓口での手続きに加え、オンラインでも行えるようにします。
- ② 現行の団体登録カードを廃止し、電子媒体の「貸切使用登録カード」になります（希望者にはプラスチック製のカードを発行可能）。合わせて、使用当日の団体確認方法が変わります。
- ③ 大沢総合グラウンドなどを使用できる一般団体について、「市内団体」の要件となる市民の割合を、現行の「全員」から「半数以上」に改正します。
- ④ テニス種目の一般団体の最少人数要件を「6人以上」⇒「4人以上」に改正します。
- ⑤ 一般団体の代表者、連絡担当者について、複数の一般団体の代表者等を兼ねることを不可とします。

2 主な改正内容

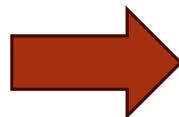
（1）団体登録について

【①一般団体のオンライン登録申請】

令和8年4月1日から導入する新たな「三鷹市生涯学習施設等予約システム」では、これまでSUBARU総合スポーツセンターの窓口でのみ受け付けていた一般団体の登録について、自宅等からオンラインで行うことが可能となります。



現在



or



令和8年4月1日から

- ▶ オンライン申請では、代表者、連絡担当者、構成員の本人確認書類、在勤証明書等を電子データでアップロードしていただく必要があります（電子証明書は不要です。）。
- ▶ 新しい「三鷹市生涯学習施設等予約システム」の使用方法等の具体的な内容は、あらためてお知らせいたします。
- ▶ 登録には基準を満たしているかの審査があります。登録申請から施設予約が可能となるまで、2～3週間ほどお時間をいただきますのであらかじめご了承ください。

2 主な改正内容

本資料に記載されている内容は、説明会開催（R8.2.9）時点の案となります。

(1) 団体登録について

【②電子媒体による登録カード発行・使用時の団体確認】

現在、登録団体に交付している「使用団体登録カード」は、名称を「貸切使用登録カード」に変更し、原則、電子媒体での交付となります。

- 登録カードは、団体登録時に付与されるID、パスワードで三鷹市生涯学習施設等予約システムにログインすることで確認・表示することができるようになります。
- 希望する団体には、これまでと同様、プラスチック製の登録カードも発行可能です。
- これまで、一般団体には、施設使用日当日に施設窓口で登録カードを提示していただいていたが、改正後は、登録カードではなく、当日参加される代表者、連絡担当者、構成員のいずれかお一人、原則として当日の使用責任者になられた方に、使用前に本人確認書類（自動車運転免許証など）をご提示いただきます（学校体育施設はこれまでどおり、登録カードを確認いたします。）。
- なお、必要に応じて、使用中にも本人確認書類等の提示をお願いする場合がありますので、あらかじめご了承ください。

2 主な改正内容

(1) 団体登録について

【③④一般団体の市内団体登録要件の緩和等】

スポーツ施設	現行		改正後	
	人数要件	市内団体要件	人数要件	市内団体要件
大沢総合・大沢野川 ※テニスコート以外 井口グラウンド	9人以上	構成員の 全員 が三鷹市民	9人以上	構成員の 半数 以上が三鷹市民
大沢総合・大沢野川・ 新川 ※テニスコートのみ	6 人以上		4 人以上	
SUBARU総合スポーツ センター	6人以上	構成員の半数 以上が三鷹市 民	6人以上	

※現在「SUBARU総合スポーツセンター」と「その他の施設」で「市内団体」の要件が異なっている状況と市民の利用実態（市民のニーズとして、市民だけでなく近隣市の住民と共に利用することも多いこと、テニスの競技特性等）を踏まえた改正となります。

※学校体育施設のテニスコートについても、「6人以上」から「4人以上」に改正します。

2 主な改正内容

(1) 団体登録について

本資料に記載されている内容は、説明会開催時点の案となります。

【⑤一般団体の代表者の兼任禁止等】

登録種別	現行	改正後
代表者	複数団体の代表者として登録 可能	複数団体の代表者としての登録 不可
連絡担当者	複数団体の連絡担当者として登録 可能	複数団体の連絡担当者としての登録 不可
構成員	複数団体の構成員としての登録 不可	複数団体の構成員としての登録 不可

※「1団体1登録」が原則となります。スポーツ施設を使用する活動単位で登録してください。

※異なる種目（サッカーの団体と野球の団体など）間であれば複数団体の代表者等を兼ねることは可能です。

※A団体の代表者がB団体の連絡担当者になることは可能です。

※構成員以外の方が代表者や連絡担当者になることは可能です。

※代表者、連絡担当者が団体の活動に使用者として参加する場合には、構成員としても登録が必要です。

※「構成員以外の参加禁止」が原則となります。**スポーツ施設での貸切使用に参加される方は、例外的に認められる場合を除き、必ず当該一般団体の構成員として登録してください。**

2 主な改正内容

(1) 団体登録について

本資料に記載されている内容は、説明会開催（R8.2.9）時点の案となります。

【⑤-2 1団体1登録とは】

「日頃のスポーツ・レクリエーション活動をともに行っている団体」は同一の団体として一般団体の登録を受け付けています。

次のような団体は、異なる団体として登録されている場合でも、実態として同一の団体であるか確認させていただきます。

- ▶ 連合組織等に属するスポーツチーム等を母体とする団体であって、**登録した団体名が異なっても、客観的事実から同一の団体であると判断できる場合**
- ▶ 例外として認められる範囲を超えて構成員以外を貸切使用に参加させている場合であって、構成員以外の参加者全てが**他の一団体の構成員である場合**

※小中学生を構成員とする団体であって学年等により活動の大半を別に行っている場合（例：低学年チームと高学年チームで別々に活動している等）などには、別の団体として登録できます。

2 主な改正内容

(1) 団体登録について

【⑥-3 構成員以外の貸切使用への参加を一部認めることとします】

一般団体が貸切使用するために予約したスポーツ施設での活動には、当該団体の構成員以外は原則として参加できませんが、次の条件の範囲内であれば、構成員以外の参加を可能とします。

※学校体育施設については、次の規定の適用はありません。これまでどおり、構成員のみの使用となります。

<構成員に対して一定の割合以下の参加である場合>

■ 市内団体の場合

貸切使用に参加している構成員のうち市民の方の人数を超えない範囲

例：構成員のうち10人が当日参加しており、そのうち8人が市民の場合、8人までは構成員以外の参加が可能

※70歳以上の団体等を対象とした使用料の減免を受けている団体については、当該減免事由に該当する者のみ参加可能です。

■ 市外団体

貸切使用に参加している構成員の半数を超えない範囲

例：構成員のうち10人が当日参加している場合、5人までは構成員以外の参加が可能

<他の団体と試合や合同練習を行うことを目的として貸切使用する場合>

スポーツを開始する前までにその旨を届け出ていること。

2 主な改正内容

（2）個人貸切使用の導入（テニスコート）

【改正概要】

テニスコートを個人で貸切使用できる制度を導入し、一個人が、団体と同様に、あらかじめ個人貸切使用の登録を行ったうえで貸切使用の予約を行い、友人等と硬式テニスやソフトテニスを行える環境を整えます。

【個人貸切使用を行えるテニスコート】

- ・大沢総合グラウンドテニスコート
- ・新川テニスコート

※大沢野川グラウンドテニスコートは、これまでどおり、団体のみの貸切使用となります。

【個人貸切使用に供するコート数】

- ・大沢総合グラウンドテニスコート：1面（全6面中）
- ・新川テニスコート：1面（全4面中）

※三鷹市の事業や三鷹市テニス協会、三鷹市ソフトテニス連盟等が主催する大会、講習会等で全面を使用する必要があると認められる日を除きます。

【個人貸切使用の使用料】

- ・大沢総合グラウンドテニスコート：1面2時間以内 1,500円（団体貸切と同額）
- ・新川テニスコート：1面2時間以内 700円（団体貸切と同額）

2 主な改正内容

（2）個人貸切使用の導入（テニスコート）

【注意事項】

- ▶ 同一種目を行うことを目的として、市に登録している団体の構成員となっている方は、個人貸切使用の登録を行うことはできません。
 - ※他の方が個人貸切使用する際に、一緒にプレーすることは可能です。
 - ※硬式テニスで団体登録チームの構成員となっている方が、ソフトテニスを行うために個人貸切使用登録を行うこと、またその逆は可能です。
- ▶ 個人貸切使用の登録をされている方は、同一の種目を行う団体の構成員として登録を行うことはできません。
 - ※上記に該当する方を団体の構成員とする場合には、あらかじめ当該個人の個人貸切使用登録の廃止手続きが必要です。

2 主な改正内容

本資料に記載されている内容は、説明会開催（R8.2.9）時点の案となります。

（3）ペナルティ制度の基準明確化

これまでの状況

- ▶ 「使用承認の取消し等」をできることは条例に規定されているが、実際にどういった場合に「使用の承認取消し等」の対象となるか明示されておらず、条例、規則等に違反している場合でも、実際にペナルティを適用することが困難でした。

改正後

- ▶ 主に
 - ①使用申請の制限
 - ②使用承認の取消しとなる事由を規則等に明記し、スポーツ施設の公正、公平な使用を促進することとしました。

2 主な改正内容

(3) ペナルティ制度の基準明確化

【使用申請の制限と使用承認の取消し】

市長（指定管理者）は、登録したものが次のいずれかに該当し、さらに6か月以内に再度いずれかに該当した場合には、3か月間、新たな施設予約をできないこととし、すでに承認された施設の予約を取消することができることとします。

- 貸切使用の承認を受けたスポーツ施設をあらかじめ連絡せずに使用しなかったとき。
- スポーツ施設等の使用料を納期限から60日経過しても納入しなかったとき。
※60日経過後、さらに30日経過するごとに1回該当とします。
- 使用者が使用すること及び使用したことが確認できないとき。
- 無断でスポーツ施設に特別の設備を設けたとき。
- 無断でスポーツ施設に変更を加えたとき。
- 原状回復の義務を怠ったとき。
- スポーツ施設並びに設備及び器具の適正な使用を怠り、これらを損傷したとき。
- 損害賠償の義務を履行しないとき。
- 社会通念上、市長（指定管理者）が貸切使用をさせることが不相当であると認めるとき。

3 新生涯学習施設等予約システムの運用開始について

令和8年4月1日から、新たな生涯学習施設等予約システムの運用を開始します。運用開始に際し令和8年9月30日までは、現行の生涯学習施設等予約システムと次のとおり併用期間があります。

【現行の生涯学習施設等予約システムで行えること】

- ▶ 令和8年4月1日～9月30日に使用するスポーツ施設の予約
※令和8年3月31日が終期となっている現在の団体登録の有効期限は、その終期を令和8年9月30日まで延長します。

【新生涯学習施設等予約システムで行えること】

- ▶ 令和8年10月1日から有効となる団体登録（一般団体のみ）及び個人登録（テニス種目）
※連合組織等の登録については、紙又は電子メール等による受付を予定しています。
※登録を行わない場合、令和8年10月1日以降の予約ができません。
- ▶ 令和8年10月1日以降に使用するスポーツ施設の予約
※令和8年7月1日から抽せん申込、8月1日から先着申込可能

詳しくはあらためて周知いたします。

本日の説明会の内容にご意見がある場合には、次のフォームからお寄せください。

【入力フォーム】



入力期限：令和8年2月20日(金)

ご静聴ありがとうございました。